

平成28年3月4日
岡山市立加茂小学校
施設開放運営委員会

体育館使用上のきまり

1. 使用時間を守り、許可された施設以外（放送室等）には入らない。
2. **許可された備品以外にさわったり、使用したりしない。**
3. 館内では体育館用シューズ・スリッパを使用し、外に出るときは履き替える。
4. 用具は、持ち上げて運び、床面に傷を付けない。
5. 館内では喫煙や飲食はしない。また、**学校敷地内では喫煙しない。**
6. 暗幕・防球ネットの開閉以外には、ステージやギャラリーに上がらない。また、**暗幕・防球ネット・窓の開閉は大人がする。**
7. 使用中に出たごみ等は、使用者が責任をもって持ち帰る。
8. トイレは体育館南のトイレを使用し、汚れがあれば清掃をする。使用後は消灯と施錠をする。
9. ボールは、**体育館周辺、中庭、駐車場などのアスファルト部分では使用できない。**

以上のきまりを守れない場合、学校施設開放はできません。

- 体育館とトイレ以外の校舎や運動場等は立ち入り禁止です。
- 小学校の遊具や一輪車等備品は使用禁止です。

平成28年3月4日
岡山市立加茂小学校
施設開放運営委員会

運動場使用上のきまり

1. 学校敷地内では喫煙しない。
2. 使用中に出たごみ等は、使用者が責任をもって持ち帰る。
3. トイレは、南館1階南側のトイレを使用する。汚れがあれば、清掃をする。
4. 使用後は、運動場(特にマウンド付近)の整地を行う。
5. 施設や器具が破損・紛失した場合、ただちに責任者は学校に連絡し、早急に使用前の状態に復旧する。経費は、使用団体でもつ。

以上のきまりを守れない場合、学校施設開放はできません。

